

各 位

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 24 年愛媛県条例第 66 号）における県独自基準に係る解釈について

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 66 号。以下「条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、条例第 14 条第 2 項、第 31 条及び第 41 条第 2 項の規定については、県において独自の基準を定めています。

これらの条項の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、その他の基準に係る運用については、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日付け老企第 45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の内容と同じです。

記

1 サービス提供記録の利用者への提供（条例第 14 条第 2 項関係）

(1) 趣旨

条例第 14 条第 2 項は、当該指定介護療養型医療施設で提供した具体的なサービスの内容、患者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、患者が自らに提供されたサービスに関する記録を確認することができるよう、患者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を患者に対して提供しなければならないこととしたものである。

(2) 条例の内容及び留意事項

「その他適切な方法」とは、例えば、患者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

2 非常災害対策（条例第 31 条関係）

(1) 趣旨

条例第 31 条は、指定介護療養型医療施設は、非常災害に際して必要な施設防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたも

のである。

(2) 内容及び留意事項

ア 条例第 31 条第 1 項

「施設防災計画」とは、地震、風水害、施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等に対処するための災害種別ごとの防災計画及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に定める消防計画（これに準ずる計画を含む。）をいう。この場合において、「災害種別」とは、県及び市町における地域防災計画に準じた区分のほか、施設の立地条件等から被災が想定される災害の種別をいう。

消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護療養型医療施設にあってはその者に行わせるものとし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護療養型医療施設にあっては防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

施設防災計画は、施設内の見やすい場所に掲示し、従業員及び入院患者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、施設内に施設防災計画全てを掲示することが困難である場合は、施設防災計画の概要を掲示することとして差し支えないが、災害種別等の違いが判るよう工夫すること。

イ 条例第 31 条第 2 項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を従業員及び入院患者に周知するとともに避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

なお、災害発生時において従業員による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、施設の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

ウ 条例第 31 条第 3 項

施設防災計画は、条例第 31 条第 2 項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、施設の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

エ 条例第 31 条第 4 項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、指定介護療養型医療施設において入院患者及び従業員が当面の間、避難生活をするができるよう生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

そのため、当該指定介護療養型医療施設に備蓄する品目及び量については、当該指定介

護療養型医療施設の立地条件や患者及び従業者の人数、入院患者の要介護状態等の状況に照らし合わせて検討を行い、当該指定介護療養型医療施設の状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を1週間分以上としていることも参考とされたい。

3 記録の保存年限（条例第41条第2項関係）

(1) 趣旨

条例第41条第2項は、サービスの提供に関する記録を地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項の規定に基づく金銭債権の消滅時効と同期間である5年間、保存しなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

「完結の日」とは、指定介護療養型医療施設が介護報酬を受領した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録及び条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録については、当該記録作成日の属する月の翌月の初日とする。

なお、サービス提供の必要上から5年を超えて記録を保存することを妨げるものではない。